様式第三十六号（第十四条関係）

（裏面）

この証明書を携帯する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋

（略）

（緊急時における環境大臣の事務執行）

第二十四条の三　第十八条第一項又は第十九条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、生活環境の保全上特に必要があると環境大臣が認める場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係る部分に限る。）は、環境大臣に関する規定として環境大臣に適用があるものとする。

（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の二十八第三項、第十二条の十二の二十一第三項、第十二条の十二の二十二第六号及び第十二条の十二の二十六第三項の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	**別表第一**（第三条関係）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）
第七条第十五項及び第十六項（第九条の八第五項（第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）、第九条の九第五項（第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）及び第九条の十第五項（第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合を含み、第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項において準用する場合を含む。）、第十三条の八、第十四条第十四項、第十四条の二第五項（第十四条の三の二第四項（第十四条の六において準用する場合を含む。）及び第十四条の五第五項において準用する場合を含む。）並びに第十四条の四第十四項	第七条第十五項及び第十六項（第九条の八第五項（第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）、第九条の九第五項（第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）及び第九条の十第五項（第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合を含み、第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項において準用する場合を含む。）、第十三条の八、第十四条第十四項並びに第十四条の四第十四項
（略）	（略）

様式第三十六号（第十四条関係）

（裏面）

この証明書を携帯する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋

（略）

（緊急時における環境大臣の事務執行）

第二十四条の三　第十八条第一項又は第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、生活環境の保全上特に必要があると環境大臣が認める場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係る部分に限る。）は、環境大臣に関する規定として環境大臣に適用があるものとする。

（略）